

皇室会議

議事次第

平成29年12月1日(金)

9:45～

於：宮内庁特別会議室

- 開会
- 天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行日に関する件
- 閉会

(資料)

- ・ 議案 天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行日に関する件

(参考資料)

- ・ 参考資料1 天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行日について
(諮問)
- ・ 参考資料2 天皇の退位等に関する皇室典範特例法の概要
- ・ 参考資料3 天皇の退位等に関する皇室典範特例法
- ・ 参考資料4 天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議
(平成29年6月1日衆議院議院運営委員会、平成29年6月7日参議院天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会)
- ・ 参考資料5 天皇の退位等に関する皇室典範特例法の公布及び施行期限

議案 天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行日に関する件

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）

の施行日について、同法附則第1条第2項に規定する皇室会議の

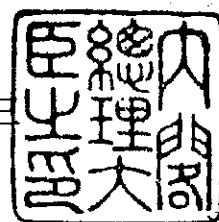
意見を決定する。

閣 総 第 5 9 1 号

平成29年11月22日

皇室会議議長 安倍 晋三 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行日について（諮問）

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）
の施行日について、同法附則第1条第2項の規定に基づき、貴会議の
意見を求める。

(成立:平成29年6月9日、公布:平成29年6月16日)

この法律は、

- ① 天皇陛下が、昭和64年1月7日の御即位以来28年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、83歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること
 - ② これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること
 - ③ さらに、皇嗣である皇太子殿下は、57歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられること
- という現下の状況に鑑み、皇室典範第4条の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする(第1条)

1. 天皇の退位及び皇嗣の即位

天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位するものとする(第2条)

2. 上皇及び上皇后

(1) 上皇 (第3条)

- ① 退位した天皇は、上皇とするものとする(第1項)
- ② 上皇の敬称は陛下とするとともに、上皇の身分に関する事項の登録、喪儀及び陵墓については、天皇の例によるものとする(第2項・第3項)
- ③ 上皇に関しては、②の事項のほか、皇位継承資格及び皇室会議の議員資格に関する事項を除き、皇室典範に定める事項については、皇族の例によるものとする(第4項)

(2) 上皇后 (第4条)

- ① 上皇の後は、上皇后とするものとする(第1項)
- ② 上皇后に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太后の例によるものとする(第2項)

(3) 他法令の適用・事務をつかさどる組織(附則第4条・附則第5条・附則第11条)

上皇及び上皇后の日常の費用等には内廷費を充てること等(附則第4条・附則第5条)とし、上皇に関する事務を遂行するため、宮内庁に、上皇職並びに上皇侍従長及び上皇侍従次長(特別職)を置くものとする(附則第11条)

3. 皇位継承後の皇嗣

- ① この法律による皇位の継承に伴い皇嗣となった皇族に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太子の例によるものとする(第5条)
- ② ①の皇嗣となった皇族の皇族費は定額の3倍に増額すること等(附則第6条)とし、①の皇嗣となった皇族に関する事務を遂行するため、宮内庁に、皇嗣職及び皇嗣職大夫(特別職)を置くものとする(附則第11条)

4. 皇室典範の一部改正

皇室典範附則に「この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法は、この法律と一体を成すものである」との規定を新設するものとする(附則第3条)

5. その他

(1) 贈与税の非課税等(附則第7条)

この法律による皇位の継承があった場合において皇室経済法第7条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物については、贈与税を課さないものとする

(2) 意見公募手続等の適用除外(附則第8条)

この法律による皇位の継承に伴い元号を改める政令等を定める行為については、行政手続法第6章の規定は、適用しないものとする

(3) 国民の祝日に関する法律の一部改正(附則第10条)

国民の祝日である天皇誕生日を「12月23日」から「2月23日」に改めるものとする

6. 施行期日・失効規定

- ① この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。当該政令を定めるに当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聴かなければならないものとする(附則第1条)
- ② この法律は、この法律の施行の日以前に皇室典範第4条の規定による皇位の継承があったときは、その効力を失うものとする(附則第2条)

天皇の退位等に関する皇室典範特例法

(趣旨)

第一条 この法律は、天皇陛下が、昭和六十四年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、五十七歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第四条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする。

(天皇の退位及び皇嗣の即位)

第二条 天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。

(上皇)

第三条 前条の規定により退位した天皇は、上皇とする。

2 上皇の敬称は、陛下とする。

3 上皇の身分に関する事項の登録、喪儀及び陵墓については、天皇の例による。

4 上皇に関しては、前二項に規定する事項を除き、皇室典範(第二条、第二十八条第二項及び第三項並びに第三十条第二項を除く。)に定める事項については、皇族の例による。

(上皇后)

第四条 上皇の後は、上皇后とする。

2 上皇后に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太后の例による。

(皇位継承後の皇嗣)

第五条 第二条の規定による皇位の継承に伴い皇嗣となった皇族に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太子の例による。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第一条並びに次項、次条、附則第八条及び附則第九条の規定は公布の日から、附則第十条及び第十一条の規定はこの法律の施行の日の翌日から施行する。

2 前項の政令を定めるに当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聴かなければならない。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日以前に皇室典範第四条の規定による皇位の継承があつたときは、その効力を失う。

(皇室典範の一部改正)

第三条 皇室典範の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成二十九

年法律第六十三号)は、この法律と一体を成すものである。

(上皇に関する他の法令の適用)

第四条 上皇に関しては、次に掲げる事項については、天皇の例による。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第三十四章の罪に係る告訴及び檢察審査会法(昭和二十三年法律第四百十七号)の規定による檢察審査員の職務

二 前号に掲げる事項のほか、皇室経済法(昭和二十二年法律第四号)その他の政令で定める法令に定める事項

2 上皇に関しては、前項に規定する事項のほか、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)その他の政令で定める法令に定める事項については、皇族の例による。

3 上皇の御所は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号ホに掲げる施設とみなす。

(上皇后に関する他の法令の適用)

第五条 上皇后に関しては、次に掲げる事項については、皇太后の例による。

一 刑法第二編第三十四章の罪に係る告訴及び檢察審査会法の規定による檢察審査員の職務

二 前号に掲げる事項のほか、皇室經濟法その他の政令で定める法令に定める事項

(皇位継承後の皇嗣に関する皇室經濟法等の適用)

第六条 第二条の規定による皇位の継承に伴い皇嗣となつた皇族に対しては、皇室經濟法第六条第三項第一号の規定にかかわらず、同条第一項の皇族費のうち年額によるものとして、同項の定額の三倍に相当する額の金額を毎年支出するものとする。この場合において、皇室經濟法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)第十条の規定の適用については、同条第一項中「第四項」とあるのは、「第四項並びに天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成二十九年法律第六十三号)附則第六条第一項前段」とする。

2 附則第四条第三項の規定は、第二条の規定による皇位の継承に伴い皇嗣となつた皇族の御在所について準用する。

(贈与税の非課税等)

第七条 第二条の規定により皇位の継承があつた場合において皇室經濟法第七条の規定により皇位とともに

皇嗣が受けた物については、贈与税を課さない。

2 前項の規定により贈与税を課さないこととされた物については、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第十九条第一項の規定は、適用しない。

（意見公募手続等の適用除外）

第八条 次に掲げる政令を定める行為については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第六章の規定は、適用しない。

一 第二条の規定による皇位の継承に伴う元号法（昭和五十四年法律第四十三号）第一項の規定に基づく政令

二 附則第四条第一項第二号及び第二項、附則第五条第二号並びに次条の規定に基づく政令

（政令への委任）

第九条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（国民の祝日に関する法律の一部改正）

第十条 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「春分の日 春分の日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。」を
「天皇誕生日
春分の日

二月二十三日 天皇の誕生日を祝う。

春分の日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。」
に改め、「天皇誕生日 十二月二十三日 天皇
の誕生日を祝う。」を削る。

(宮内庁法の一部改正)

第十一条 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一条とし、同条の次に次の二条を加える。

第二条 宮内庁は、第二条各号に掲げる事務のほか、上皇に関する事務をつかさどる。この場合において、内閣府設置法第四条第三項第五十七号の規定の適用については、同号中「第二条」とあるのは、「第二条及び附則第二条第一項前段」とする。

2 第三条第一項の規定にかかわらず、宮内庁に、前項前段の所掌事務を遂行するため、上皇職を置く。

3 上皇職に、上皇侍従長及び上皇侍従次長一人を置く。

4 上皇侍従長の任免は、天皇が認証する。

5 上皇侍従長は、上皇の側近に奉仕し、命を受け、上皇職の事務を掌理する。

6 上皇侍従次長は、命を受け、上皇侍従長を助け、上皇職の事務を整理する。

7 第三条第三項及び第十五条第四項の規定は、上皇職について準用する。

8 上皇侍従長及び上皇侍従次長は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する特別職とする。この場合において、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）

。以下この項及び次条第六項において「特別職給与法」という。）及び行政機関の職員の定員に関する

法律（昭和四十四年法律第三十三号。以下この項及び次条第六項において「定員法」という。）の規定

の適用については、特別職給与法第一条第四十二号中「侍従長」とあるのは「侍従長、上皇侍従長」と

、同条第七十三号中「の者」とあるのは「の者及び上皇侍従次長」と、特別職給与法別表第一中「式部

官長」とあるのは「上皇侍従長及び式部官長」と、定員法第一条第二項第二号中「侍従長」とあるのは

「侍従長、上皇侍従長」と、「及び侍従次長」とあるのは「侍従次長及び上皇侍従次長」とする。

第三条 第三条第一項の規定にかかわらず、宮内庁に、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十

九年法律第六十三号) 第二条の規定による皇位の継承に伴い皇嗣となつた皇族に関する事務を遂行するため、皇嗣職を置く。

2 皇嗣職に、皇嗣職大夫を置く。

3 皇嗣職大夫は、命を受け、皇嗣職の事務を掌理する。

4 第三条第三項及び第十五条第四項の規定は、皇嗣職について準用する。

5 第一項の規定により皇嗣職が置かれている間は、東宮職を置かないものとする。

6 皇嗣職大夫は、国家公務員法第二条に規定する特別職とする。この場合において、特別職給与法及び定員法の規定の適用については、特別職給与法第一条第四十二号及び別表第一並びに定員法第一条第二項第二号中「東宮大夫」とあるのは、「皇嗣職大夫」とする。

理由

皇室典範第四条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項について所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議

一 政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること。


二 一の報告を受けた場合においては、国会は、安定的な皇位継承を確保するための方策について、「立法府の総意」が取りまとめられるよう検討を行うものとする。

三 政府は、本法施行に伴い元号を改める場合においては、改元に伴って国民生活に支障が生ずることがないようにするとともに、本法施行に関連するその他の各般の措置の実施に当たっては、広く国民の理解が得られるものとなるよう、万全の配慮を行うこと。

右決議する。

平成二十九年六月一日
衆議院議院運営委員会
平成二十九年六月七日
参議院天皇の退位等に関する
皇室典範特例法案特別委員会

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の公布及び施行期限

平成 29 年	6 月	6 月 16 日 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」 公布	 3 年以内に政令で定める日に施行
	7 月		
	8 月		
	9 月		
	10 月		
	11 月		
	12 月		
平成 30 年	1 月		
	2 月		
	3 月		
	4 月		
	5 月		
	6 月		
	7 月		
	8 月		
	9 月		
	10 月		
	11 月		
	12 月		
平成 31 年	1 月		
	2 月		
	3 月		
	4 月		
	5 月		
	6 月		
	7 月		
	8 月		
	9 月		
	10 月		
	11 月		
	12 月		
平成 32 年	1 月		
	2 月		
	3 月		
	4 月		
	5 月		
	6 月	6 月 15 日 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」 施行期限	

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行日 に関する皇室会議の意見

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行日の決定に当たっては、天皇陛下の御退位及びそれに伴う皇太子徳仁親王殿下の御即位がつつがなく行われること、皇位の継承に伴う国民生活への影響を考慮すること等に留意する必要がある。

以上の点を踏まえて、皇室会議としては、施行日は平成31年4月30日とすべきであると考えている。

なお、本法の施行に当たっては、国民生活への影響も十分考慮し、皇位の継承がつつがなく行われるよう、政府において遺漏なく準備を進めるとともに、その状況について適時適切に国民に周知を図っていくことが必要である。

内閣総理大臣の談話

本日、皇室会議が開催され、皇室典範特例法の施行日について、平成31年4月30日とすべき旨の皇室会議の意見が決定されました。

天皇陛下の御退位は、約200年ぶりのことであり、憲政史上、初めての事柄であります。本日、滞りなく皇室会議の意見が決定され、皇位の継承に向けて大きく前進したことに、深い感慨を覚えております。

政府としましても、この皇室会議の意見を踏まえ、速やかに施行日を定める政令を制定するとともに、天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位が、国民の皆様の祝福の中でつつがなく行われるよう、全力を尽くしてまいります。